

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条1項の規定による京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都市二条駅地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する清算金通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだこと、又、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別紙のとおり公告する。

平成25年6月7日

京都市長 門川 大作

通知を受けるべき者の住所及び氏名	
大阪府高槻市城東町2番27号	高木 美枝子
京都府久世郡久御山町下津屋下ノ浜代30番地97	松本 たき子
滋賀県守山市浮気町363番地	江洲煉瓦株式会社

建都市第12号

平成25年5月17日

清算金等金額通知書

高木 美枝子 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大作



京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則第4条第3項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の清算金について、下記のとおり通知します。

記

交付清算金	¥415,371円
うち供託する金額	¥415,371円
交付期日	平成25年7月31日（予定）
供託場所	大阪地方法務局 北大阪支局

（説明）1 今回通知致しました清算金額は、貴方様が二条駅地区土地区画整理事業地区内にお持ちの土地について交付すべきものでありますが、同土地には、抵当権が設定されており、協同乳業株式会社様から供託不要の申出がないため清算金を大阪地方法務局北大阪支局に供託いたします。

2 供託金の受け取りには概ね以下のような書類が必要となります。

ア 供託通知書—法務局から送付されます。

イ 供託金払渡請求書—供託所（大阪地方法務局北大阪支局）に備え付けてあります。

ウ 実印と印鑑証明書—印鑑証明書は作成後3か月以内のものがが必要です。

エ 債権者の支払同意書

3 供託金の受け取りは、大阪地方法務局北大阪支局（茨木市中村町1番35号）に必要な書類を提出して行います。

なお、詳しくは、大阪地方法務局北大阪支局（072-638-9444（代表））にお問い合わせください。

建都市第12号
平成25年5月17日

清算金等金額通知書

松本 たき子 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

都市計画事業二条駅地区土地地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大作



京都市土地地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則第4条第3項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地地区画整理事業の清算金について、下記のとおり通知します。

記

交付清算金	¥415,371円
うち供託する金額	¥415,371円
交付期日	平成25年7月31日（予定）
供託場所	京都地方法務局 宇治支局

（説明）1 今回通知致しました清算金額は、貴方様が二条駅地区土地地区画整理事業地区内にお持ちの土地について交付すべきものでありますが、同土地には、抵当権が設定されており、協同乳業株式会社様から供託不要の申出がないため清算金を京都地方法務局宇治支局に供託いたします。

2 供託金の受け取りには概ね以下のような書類が必要となります。

ア 供託通知書—法務局から送付されます。

イ 供託金払渡請求書—供託所（京都地方法務局宇治支局）に備え付けてあります。

ウ 実印と印鑑証明書—印鑑証明書は作成後3か月以内のものがが必要です。

エ 債権者の支払同意書

3 供託金の受け取りは、京都地方法務局宇治支局（宇治市宇治琵琶 33-2）に必要な書類を提出して行います。

なお、詳しくは、京都地方法務局宇治支局（0774-24-4121（代表））にお問い合わせください。

建都市第12号

平成25年5月17日

清算金交付通知書

江洲煉瓦 株式会社 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長 門川 大作



京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則第4条第3項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の清算金について、下記のとおり通知します。

記

清算金交付金額	¥4,467,237 円
交付期日	平成25年7月31日（予定）
交付場所	京都市会計室 (交付は原則として口座振替払を予定しています)

(説明)

- 今回通知致しました清算金の交付額は、貴方様が二条駅地区土地区画整理事業地区内にお持ちの全ての土地についての徴収すべき清算金と交付すべき清算金を相殺した後の額です。
共有されている場合については、その持分割合による金額（1円未満の端数は切り捨てとなります。※）を含めて相殺した後の額です。
※「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項」による。
所有権敷地権の場合については、その割合による金額を含めて相殺した後の額です。
- 清算金の交付は、同封しています請求書等をご返送いただき、書類の審査の後、施行者（京都市）から貴方様へお支払することになります。

(建設局都市整備部市街地整備課)